# 日本労働弁護団

# 第23回労働法講座のご案内

# 「労働者のメンタル 過去1年間にメンタルヘルス上の理由に労働政策研究所・研修機構が実施した調

日 時 2

0

▼参加費

五千円

※裏面を必ずお読み下さい。

所

総評会館2階

(千代田区神田駿河台三—二—一一)

受付開始〉

1 1 10時~午後5時 年2月26日(土)

休暇 られます。現在までのられる危険性があり、 半です。 使用者の 年としていったん終了させ,再雇用の形式をとるものが 年としていったん終了させ,再雇用の形式をとるものが大る企業が選択した雇用継続制度においては,労働契約を定 義務づけました。しかし, より連続1か月以上休職または退職した労働者がいる事食結果によると,過去1年間にメンタルヘルス上の理由に 0 タル 業者に対 ワ

育児・介護休業法も含め, 第3講座「高齢者雇用安定法をめぐる諸問 休暇の疑問点を解消します。  $\mathcal{O}$ ーク・ライフ・バランス推進の流れ 中で、

取得促進や労働時間の短縮が政府の政策の 職場で問題になる労働時間 B

がら、労働者のメンタルヘルス対策を考えていきます。れにとっても重要な問題です。労災補償の動向にも触れ いてあいまいにしている事業所は数多く,これらに関する 業所割合は26 トラブルは日常的に発生しています。09年に改正され ^上げられています。しかし,労働時間や休日・休暇につ 第2講座 不調者に対する適切な対応は,事業者・労働者い合は26.2%にのぼります。職場環境の改善, 「労働時間と休日・休暇」 年次有給 ず

(者に対し,65歳までの雇用確保措置を講じるように4年に高齢者雇用安定法が改正され,同法9条1項は この場合の再雇用の労働条件を放置しておくと, を理由に劣悪な労働条件を押し付 、実際にそのような事例での紛争もみ 雇用確保措置のうち8割を超 午前9時半~ 第1講座: 労働者のメンタルヘルス

採用の自由

現在までの裁判例や争点を確認し

弁護士 玉 木 一 成(日本労働弁護団常任幹事)

職場のメンタルヘルスの現状と対策 ● 精神疾患に関する労災補償の実務と裁判例 メンタルヘルスを巡る人事問題(休職・復職、退職・解雇)

## 第2講座: 労働時間と休日・休暇

13 時~15 時

10 時~12 時

弁護士 鴨 田 哲 郎(日本労働弁護団常任幹事)

- 労働時間制度の基礎 休む権利と休日・休暇 ワーク・ライフ・バランス
- 育児・介護休業法と労働基準法の改正

### 第3講座: 高齢者雇用安定法をめぐる諸問題

15 時~17 時

弁護士 在 間 秀 和(日本労働弁護団常任幹事)

- 改正高年法の概要 裁判例・学説の動向 ● 厚労省Q&Aの問題点
- 高齢者雇用継続の今後

### 第23回労働法講座申込書

/』』 ご氏名: (ご所属)

FAX: 03-3258-6790

(複数ご参加の場合、全員のお名前をご記入下さい)

連絡先 Ŧ

ご住所(自宅/所属先)

TEL: FAX:

[申込先] 日本労働弁護団 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11 総評会館内

\*この申込書をこのままFAXで、もしくは点線より下を郵送でお送り下さい。